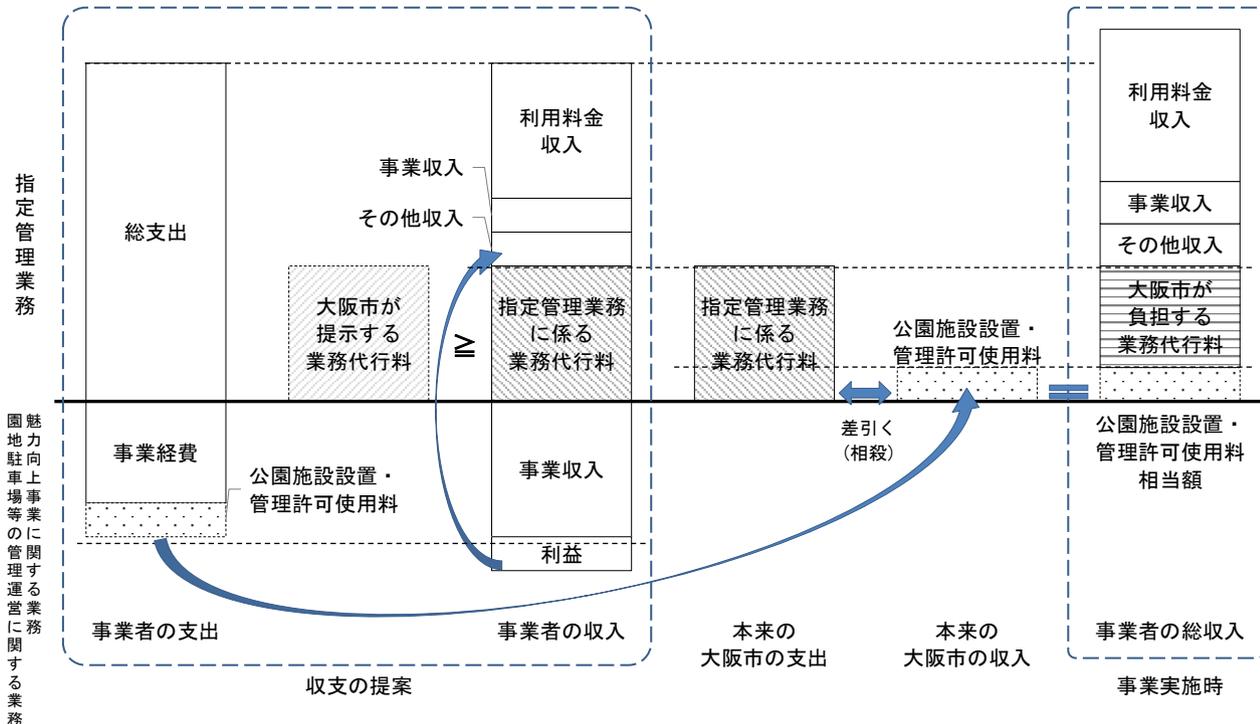


業務代行料基準額（年額）

施設名	基準額（単位：千円） ※税込み
一般園地	228,429
長居運動場	766
長居植物園	257,197
市立駐車場	-35,328
小計①（建設局 所管施設）	451,064
長居競技場	155,498
長居第2陸上競技場	36,748
長居庭球場	10,114
長居相撲場	180
長居プール	60,613
小計②（経済戦略局 所管施設）	263,153
長居ユースホテル	0
小計③（こども青少年局 所管施設）	0
合計（①+②+③）	714,217

※基準額の合計及び小計を超えた価格を提案してきた場合は、申請を受付けない。
 ※各施設ごとに基準額の2割を超えた価格を提案してきた場合は、申請を受付けない。

参考：事業収支スキームのイメージ



利益配分について

当該事業年度の収支合計において、総収入^{※1}から総支出を差し引いて、利益が総収入の2.5%を上回った場合、その上回った金額の50%について、次のいずれかで提案してください。

- ・ 大阪市に納付
- ・ 大阪市が指定管理事業者に支払う次年度以降の大阪市が負担する業務代行料に充当
- ・ 指定管理事業者が実施する長居公園等の改修費に充当

上記、利益配分金算出のための率について、それぞれ2.5%を上限値、50%を下限値として、提案することができます。

※1 総収入には、利用料金収入や事業収入、その他収入に加え、大阪市が負担する業務代行料と公園施設設置・管理許可使用料相当額を含みます。

例示（利益が総収入の2.5%を上回った場合、その上回った金額の50%を納付する場合）

①市への納付が生じる場合

（単位：千円）

	総収入	総費用	利益	利益／総収入	市納付額	指定管理事業者 取得利益
施設A	200,000	180,000	20,000			
施設B	400,000	380,000	20,000			
合計	600,000	560,000	40,000	6.7%	12,500	27,500

②市への納付が生じない場合（利益が生じなかった場合）

（単位：千円）

	総収入	総費用	利益	利益／総収入	市納付額	指定管理事業者 取得利益
施設A	200,000	210,000	-10,000			
施設B	40,000	400,000	-360,000			
合計	240,000	610,000	-370,000			-370,000

③市への納付が生じない場合（利益が総収入の2.5%に満たなかった場合）

（単位：千円）

	総収入	総費用	利益	利益／総収入	市納付額	指定管理事業者 取得利益
施設A	200,000	190,000	10,000			
施設B	400,000	398,000	2,000			
合計	600,000	588,000	12,000	2.0%		12,000